

どう わ もん だい ぶ らく さ べつ 同和問題(部落差別)とは

日本固有の人権問題である同和問題(部落差別)は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活のうえで様々な差別を受けるという問題です。

この問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別による差別意識が、現代社会にいまだに残っているために起きています。

昭和22年（1947年）に施行された「日本国憲法」は、基本的人権の尊重を掲げており、第14条で「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。

また、昭和23年（1948年）に国際連合が採択した「世界人権宣言」にも、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と書かれています。

新憲法の下での新しい一步でしたが、同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域では、依然として劣悪な生活環境が改善されなかったことから、昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。（中略）その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」とされました。

これを踏まえて、昭和44年（1969年）に「同和対策事業特別措置法」が施行され、平成13年（2001年）度まで特別法に基づく各種事業が実施され、同和地区の住宅や道路などの物的な生活環境は大きく改善されました。

その後も、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」により人権尊重の理念の普及と国民理解の促進に取り組んできましたが、現在もなお部落差別が存在し、これを解消することが重要な課題であるとの認識のもと、平成28年（2016年）12月に部落差別解消推進法が施行されました。

考えて
みましょう
！

問1 差別とは？

答1 誤った知識や偏見、根拠のないわざなどにより正当な理由もなく、不利益を強制することや不平等な扱いをすることが差別です。

同和問題について正しく理解していないと差別発言などとなって表面化します。

問2 どのような差別があるのですか？

答2 最近でも、次のような差別があります。

- ・インターネット上の差別書き込み → 詳しくは 3ページへ
- ・同和地区の問い合わせ → 詳しくは 5ページへ
- ・身元調査 → 詳しくは 7ページへ
- ・差別発言・差別落書き → 詳しくは 9ページへ



学習を
深めるために
！

同和問題解決に向けての思い

令和3年（2021年）の人権に関する県民意識調査の結果では、「同和問題の解決に向けての思い」について、「自分のできる限りの努力をしたい」との回答は15.8%でした。

私たち一人ひとりが自らの課題として捉え、解決に向けて取り組むことが必要です。

同和問題解決に向けての思い

